

行政監査の結果を公表しました

川崎市監査委員は、平成29年度行政監査の結果を3月26日付け川崎市公報により公表しました。その概要は次のとおりです。なお、公表文は川崎市ホームページでも見ることができます。

1 監査のテーマ AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理について

2 監査の目的

AEDは、国が平成16年7月に非医療従事者による使用を認めてから、公共施設を中心に広く普及し、本市施設においても様々な施設で設置されています。AEDは設置されるだけでなく、いざという時に心停止傷病者に速やかに使用されることにより、その意義を持つものであることから、本市施設のAEDの管理が適切であるか、施設職員が使用できる体制か等の検証を行い、今後のAEDに係る環境整備に資することを目的として監査を実施しました。

3 監査の期間 平成29年6月1日～平成30年3月2日

4 監査の対象 本市の施設（庁舎、事業所、公の施設など）に導入されている全てのAED

5 実施した調査

- ・1次調査：AEDの導入状況について文書による全庁調査【本市施設 554施設で656台導入】
- ・現地調査：81施設（121台）の設置状況等の実態について調査

6 監査の結果

参考となる取組事例もありましたが、AEDの設置に関する表示、機器等の管理や施設の職員が使用できる体制など、検討又は改善を要する18の項目について意見が出されました。

主な意見は次のとおりです。（なお、監査の結果は別冊報告書のとおりです。）

調査結果の概要	意見の主な内容
(1) 本市施設における設置について	
AEDの設置に関する本市の基準 [報告書 P4] ・本市では、AEDの設置に関し「AEDの導入に係る検討結果報告書（H17）」と「AEDガイドライン（H25）」の2つの基準があり、設置の判断に当たり分かりにくい。	[P47] ・本市施設におけるAEDの設置基準を改めて整理し、明確にして全庁に周知されたい。
(2) いざという時に速やかに使用できるための対応について	
表示 [P12～22] ・AED設置施設であることを示す施設入口等の「設置施設表示」、設置場所へ誘導するための「案内表示」、設置場所における「設置場所表示」について、表示のない施設があった。	[P48] ・AEDに関する表示は、いざ使用する場合に速やかに設置場所までたどり着けるための役割に加え、来所者等に対し日常的に、AED設置施設であることや設置場所を認識してもらう役割もある。施設の規模や特徴を踏まえ、適切に表示されたい。また、「設置施設表示」に合わせて設置場所を記載されたい。

調査結果の概要	意見の主な内容
A E Dにアクセスしやすい設置状況 [P22] ・収納ボックスを南京錠で施錠していた事例、設置場所周辺に物が置かれアクセスしにくくなっていた事例等が確認された。	[P48] ・盗難・いたずら防止対策よりも、いざという時に速やかに使用できることを優先し、A E Dを速やかに手に取れる状態に改められたい。
機器・消耗品の管理 [P27～31] ・耐用期間を超過した機器があった。また、使用期限が切れていた消耗品(電極パッド・バッテリー)があった。	[P49] ・機器には機種ごとに耐用期間が設定されており、耐用期間を超過した機器は、正常に機能しない可能性がある。また、消耗品の使用期限を超過すると機器が作動しない恐れや、十分な効果が得られない恐れがあり、一度も使用していない場合であっても、使用期限までに新しいものに交換する必要がある。 機器の設置日及び更新時期、消耗品の使用期限を適切に把握・管理し、更新時期等までに更新するよう周知徹底されたい。
日常点検（点検の実施及び点検の記録） [P33、34] ・点検担当者の配置、日常点検の実施、点検結果の記録を行っていないA E Dがあった。	[P50] ・正常に使用できる状態を維持するため、点検担当者を配置し、日常点検を実施するとともに、点検結果を適切に記録されたい。
A E D設置施設における職員がA E Dを使用できる体制 [P35～38] ・市のA E D設置施設には、A E Dを使用した応急手当ができる体制整備が当然に求められる。 救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設、過去3年以内に受講した職員がいない施設があった。	[P51] ・救命講習を過去1度も受講した職員がいない施設については、早急に体制を整備されたい。 過去3年以内に受講した職員がいない施設については、応急手当が行えるよう対応されたい。
学校における夜間、休日のA E Dの使用 [P39、40] ・学校は施設開放により、夜間や休日に地域の市民が利用する施設であり、指定避難所になっており、市民の安全・安心に寄与していくべき施設であることから、夜間や休日にA E Dが使用できることは、地域住民にとって意義がある。 大半の学校では、校舎内等の施設開放時に立ち入れない場所にA E Dが設置してあった。	[P51] ・施設開放時等においても市民が使用できることが望ましいことから、先行した取組を行っている相模原市や大和市等も参考に、屋外への設置に向けて、早急に検討されたい。

(3) 経済的・効率的なA E Dの導入について

賃貸借契約の契約単位 [P41] ・市のA E D賃貸借契約の約7割は、契約対象を1台としている。同一機種の台数別契約金額を確認したところ、1台のみ契約している場合に比べ、18台一括で契約している場合では約2/3、174台一括で契約している場合では約1/3の金額になっていた。	[P53] ・複数施設、複数台のA E Dを一括して契約することで、契約金額が低減でき、事務手続や管理をより効率的に行えるメリットもある。 更新年度・同種施設等の単位などで、集約し一括して契約するなど、より経済的、効率的に契約する方法も検討されたい。
--	---

問合せ先

川崎市監査事務局行政監査課 八木

内線55710 電話044-200-3437